

令和5年10月13日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 小 田 正 幸

公文書不開示決定処分取消請求事件（令和5年周総審第1号）に係る  
諮問について（答申）

令和5年8月3日付け周総第168号であった周南市長からの諮問について、以下のとおり答申する。

## 1 審査会の答申

審査請求人に対する周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号。以下「条例」という。）第11条第2項に基づく公文書不開示決定処分（令和5年6月1日付け周消警第350号。以下「本件処分」という。）については、妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、条例第6条に基づき、周南市消防長（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年5月24日付けの公文書開示請求書により、周南地域メディカルコントロール協議会（以下「周南MC」という。）が選んだ周南地区で救急救命士に特定行為を指示できる病院名と医師の名前が分かる書類の開示を求めた（以下「本件開示請求」という。）。
- (2) 実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、周南市長に対して該当する公文書が存在しないという理由は間違いであり、公文書不開示決定は違法な処分であるとして、令和5年6月15日付け（令和5年6月16日受付）で審査請求（以下「本件審査請求」という。）

を行った。

### 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は次のとおりである。

- ア 周南MCの仕事のひとつに、周南地域の中で救急救命士に特定行為を指示するのにふさわしい病院と医師を選ぶことがある。
- イ 東京消防庁の様に、本部に医師がいるところ以外は、全国でその様なきまりになっている。
- ウ 山口県には、本部に医師が常に待機しているところはないので、それぞれの地域メディカルコントロール協議会（以下「地域MC」という。）で選ぶことになっており、選ばれた病院とその医師が記載された書類が、実施機関にはあるはずである。
- エ 周南MCが、救急救命士に対して特定行為の指示をする病院及び医師を選ぶことはないことから、該当する公文書が存在しないことを理由とした、本件処分は違法な処分である。

#### (2) 実施機関の主張

令和5年7月5日付け周消警第561号で実施機関が提出した本件審査請求に係る弁明書によると、実施機関の主張は次のとおりである。

- ア 周南市消防本部の救急救命士が行う特定行為に対する指示は、周南市と医療機関間の契約に基づき行われているものであり、周南MCが選定した病院及び医師が行うものでなく、そもそも選定している事実もない。したがって、該当する公文書は存在しない。
- イ 上記アの取扱いは、救急業務の高度化の推進について（平成13年7月4日付け消防救第204号消防庁救急救助課長通知）に基づくものであり、その概要は次のとおりである。

##### (ア) 救急救命士に対する指示体制

「各消防本部においては、既存の指示体制を十分考慮しつつ、原則として、メディカルコントロールを担当する救急医療機関との間に指示体制を構築

すること」、「救急救命士に対する指示体制の構築においては、救急救命士に対する指示を依頼する救急医療機関との間で契約を締結すること等により常時かつ迅速な指示が行われることを確保するよう努めること」等に留意し、指示体制の確立を図ることとされている。

このため、周南市消防本部においては、周南市と医療機関間で救急救命処置の指示等に関する契約を締結し、指示体制を構築している。

#### (イ) メディカルコントロール協議会の役割等

メディカルコントロール協議会の役割は「救急救命士に対する指示体制や救急隊員に対する指導・助言体制の調整、救急活動の事後検証に必要な措置に関する調整、研修等に関する調整等いわゆるメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な調整を行うこと」とされている。

これを受け、周南MCは「救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の調整に関すること」を協議事項としている（周南地域メディカルコントロール協議会設置要綱第4条第2号）が、これは救急救命士に対し指示をする病院及び医師の選定を行うことを規定したものではない。

ウ 審査請求人に対しては、本件開示請求の際、上記イのとおり周南市消防本部及び周南MCにおける取扱いについて説明を行い、公文書の特定に関する情報の提供その他利便を考慮した助言等に努めたところであるが、審査請求人は上記(1)のとおり主張し、周南MCが選んだ病院名と医師の名前がわかる書類に限定して本件開示請求が行われたことから、本件処分に至ったものであり、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

## 4 審査会の判断

### (1) 本件審査請求の争点

本件審査請求は、審査請求人が請求した文書（以下「本件対象文書」という。）は存在しないとして実施機関が本件処分を行ったことに対し、審査請求人がその取消しを求めるものである。

したがって、本件審査請求の争点は、本件対象文書の存否であり、当審査会は、

本件対象文書の保有の有無について検討し、本件処分の妥当性を判断する。

## (2) 本件対象文書の保有の有無に係る調査

審査請求人は、周南MCが特定行為に対する指示を行う病院及び医師を選定することになっているため、実施機関は本件対象文書を保有しているはずであるとしている。一方、実施機関は、特定行為に対する指示は周南市と医療機関間の契約に基づき行われ、周南MCが病院及び医師を選定している事実はなく、該当する公文書は存在しないとしている。

そこで、当審査会では、審査会事務局職員をして特定行為に対する指示を行う病院及び医師の選定に係る事務の取扱い等について確認させたところ、以下のとおりであると認められた。

### ア 山口県におけるメディカルコントロール体制について

山口県ホームページによると、本県のメディカルコントロール協議会は、市町において実施する救急業務について、メディカルコントロール体制の構築を核とした医療機関と消防機関の連携に関する全県的な協議・調整を行うために設置される県メディカルコントロール協議会（以下「県MC」という。）と、各地域のメディカルコントロールに関する事項について、地域の実情に応じた協議・調整を行うために設置される地域MCで構成され、それぞれの役割は以下のとおりとされている。

#### (ア) 山口県救急業務高度化推進協議会（県MC）

- ・メディカルコントロールを担当する中核的な救急医療機関の選定
- ・地域MCの担当範囲の区域割りの調整・決定
- ・地域MCにおける決定事項等に関する調整・助言

#### (イ) 地域MC

- ・救命士や救急隊員に対する指示・助言体制の調整
- ・救急活動の事後検証に必要な措置に関する調整
- ・救命士や救急隊員に対する教育体制の調整
- ・救急活動に係るプロトコールの策定

上記の体制及び役割については、メディカルコントロール体制の構築に係る取扱い等を示した以下の通知に照らし、矛盾はない。

- ・救急業務の高度化の推進について（平成13年7月4日付け消防救第204号消防庁救急救助課長通知）
- ・メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日付け消防救第73号・医政指発第0326002号消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長通知）
- ・救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について（令和3年3月26日消防救第97号消防庁救急企画室長通知）

#### イ 周南MCについて

地域MCは、県MCが救命救急センター等を中心として担当範囲の区域割りを調整し、設置することとされている。

周南MCは、平成23年に徳山中央病院に救命救急センターが開設されたことを受け、県MCが同院を中核的な救急医療機関に選定し、設置された。

周南MCの役割は、上記ア(イ)のとおりであり、また、周南MCの協議事項等を定める周南地域メディカルコントロール協議会設置要綱においても、病院及び医師の選定を義務付ける規定は認められなかった。

#### ウ 特定行為に対する指示に関する契約について

周南市消防本部においては、救急救命士が実施する救急業務に係る救急救命処置に関する具体的な指示及び事後検証について、「救急救命処置の指示等に関する契約書」を3医療機関と締結していることを確認した。

契約の相手方は、心肺停止等の重篤な傷病者の対応が可能な二次救急医療機関及び三次救急医療機関の中から病院の形態及び地域性を考慮し選定することとされており、選定に当たり周南MCの関与は認められなかった。

#### エ 各地域MCにおける選定状況について

救急救命体制の整備・充実に関する調査結果報告書（令和4年2月総務省消防庁。IV地域MC協議会対象調査問9）によると、オンラインメディカルコントロールの指示要請先を「定めている」とした地域MCは61.0%（153団体）、「定めていない（消防本部が定めている）」としたのは39.0%（98団体）となっている。

(3) 本件処分の妥当性

上記(2)を踏まえると、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明に、不自然な点や不合理な点はなく、他にその存在を推認する事情も認められない。

したがって、本件対象文書は存在しないものと認められるので、実施機関が行った本件処分は妥当と判断する。

## 5 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の答申」のとおり答申する。

周南市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小田 正幸

委 員 川崎 茂昭

委 員 児玉 満

委 員 清水 寛己

委 員 渡部 明